



相続トラブル🔥 チェックシート

	チェック	ポイント	問題点
1	<input type="checkbox"/>	離婚経験があり、前妻(夫)の子がいる	前妻(夫)との間に子があり、疎遠な場合。夫(妻)が何もせず亡くなった場合、預金解約・不動産相続などの手続には、前妻(夫)の子の同意が必要。
2	<input type="checkbox"/>	子供がいない夫婦	子供のいない夫婦の場合、相続には配偶者の兄弟姉妹の同意が必要。
3	<input type="checkbox"/>	相続人が兄弟姉妹のみ	お世話になった兄弟姉妹に遺してあげたい。 兄弟姉妹間でトラブルにならないようにしたい。
4	<input type="checkbox"/>	「不動産」と「お金」のバランスが悪い	相続財産の大半が不動産で、現金がわずかな場合。 分けにくい・分けられない・分けるべきではないので、もめることが多い。
5	<input type="checkbox"/>	事業の承継が心配	自社株のバランスは？
6	<input type="checkbox"/>	財産を多く遺したい子供がいる	お墓・仏壇を守る子供、介護をしてくれた子供に多く遺してあげたい。
7	<input type="checkbox"/>	生前贈与した子供がいる	すでに不動産やお金をあげた子供には相続させなくてもいいと思っている。 他の子供に遺すには、どうしたらいいか？
8	<input type="checkbox"/>	相続税が心配	納税資金が不安。生前に節税対策をしたい。
9	<input type="checkbox"/>	遺贈寄付したい(相続人がいない)	相続人がいないことが確定すると、財産が国に帰属することになる。 相続人不存在による国庫帰属 H25年度336億円 (最高裁判所HPより)
10	<input type="checkbox"/>	障害のある子供がいる	自分が亡くなった後、財産をどのように分けたいのか？

本資料には一般論を総括した内容や当社の主観的な表現が含まれています。本資料には、一般的な情報の提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの取引を行うことを勧誘するものではありません。本資料は、平成28年4月末日現在、当社が信頼性が高いと考えている情報等に基づいて作成しておりますが、当社はその正確性および完全性を保証するものではなく、一切の責任を負いません。ご利用に際しては、皆様ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。税務・税制等に関する個別のご相談については、税理士等の専門家や最寄りの税務署までご相談願います。本資料は配布された方のみ利用を目的として提供いたします。当社の許可無く、本資料の全部または一部を複製、送信、または配布することはお断りします。

無断転写・複製厳禁